

第 1 章 基本構想の目的と位置付け

1-1 基本構想の目的

行田市（以下、「本市」という。）では、燃やせるごみは「小針クリーンセンター」で焼却処理をし、燃やせないごみや粗大ごみ等は「行田市粗大ごみ処理場」で破碎・選別処理をしています。いずれの施設も、これまで改修や修繕により延命化を図りながら稼働していますが、老朽化が顕著となり施設の更新が急務となっています。

行田市ごみ処理基本構想（以下、「基本構想」という。）は、将来にわたり安心・安全で持続可能なごみ処理を行うため、本市のごみ処理の現状と課題を整理し、施設整備の必要性を含め目指すべき方向性を明確にすることを目的とします。

表 1-1 本市ごみ処理の経緯（昭和 45 年以降）

年月	内容
昭和 45 年 3 月	行田、吹上ごみ焼却場組合設立 本市と吹上町で構成（組合構成 1 市 1 町）
昭和 47 年 4 月	行田、吹上ごみ焼却場（初代）運転開始
昭和 56 年 4 月	行田市粗大ごみ処理場運転開始
昭和 59 年 8 月	行田、吹上ごみ焼却場（2 代目）運転開始
平成 元年 4 月	小針クリーンセンターに施設名称変更
平成 2 年 3 月	行田、吹上清掃事業組合に名称変更
平成 11 年 4 月	行田、吹上清掃事業組合に羽生市と南河原村が加入 彩北広域清掃組合に名称変更（組合構成 2 市 1 町 1 村）
平成 17 年 7 月	彩北広域清掃組合から羽生市が脱退（組合構成 1 市 1 町 1 村）
平成 17 年 10 月	吹上町と鴻巣市が合併（組合構成 2 市 1 村）
平成 18 年 1 月	本市と南河原村が合併（組合構成 2 市）
平成 26 年 4 月	彩北広域清掃組合に北本市が加入 鴻巣行田北本環境資源組合に名称変更（組合構成 3 市）
令和 2 年 3 月	鴻巣行田北本環境資源組合から北本市が脱退
令和 2 年 4 月	彩北広域清掃組合に名称変更（組合構成 2 市） 庁内に「新ごみ処理施設建設準備担当」を設置

1-2 基本構想の位置付け

基本構想は、まちづくりの総合指針となる「行田市総合振興計画」、環境保全及び創造に関する施策を定める「行田市環境基本計画」、ごみ処理の基本方針や各種施策を定める「行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」等関連する市計画と整合を図りつつ、必要事項について整理、検討を行います。

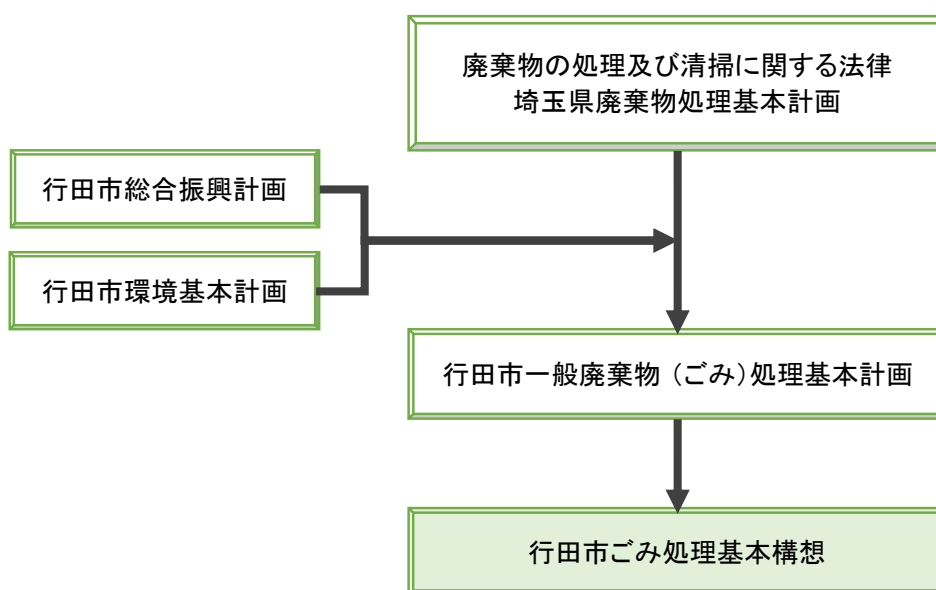


図 1-1 基本構想の位置付け